

環境大臣 山口 壯 様

大熊町・双葉町の復興等
に向けた重点要望について
(要望書)

令和3年10月

大熊町長 吉田 淳 双葉町長 伊澤 史朗
大熊町議会議員 吉岡 健太郎 双葉町議会議員 伊藤 哲雄

双葉町では昨年3月に特定復興再生拠点区域の一部及び避難指示解除準備区域において、避難指示後初めて避難指示解除が実現したところですが、その区域は町域のわずか4%であり、残りの96%は依然として帰還困難区域となっており、東日本大震災から10年以上が経過した現在においても、未だに町民全員がふるさとを離れ避難生活を余儀なくされている唯一の自治体となっています。

また大熊町では、平成31年4月10日に避難指示解除準備区域の中屋敷地区と居住制限区域の大川原地区の避難指示が解除されました。しかし、避難指示が解除された地域は、町民の3.5%が居住していたエリアに留まり、未だ多くの地域に避難指示が出ていますが、解除された地域に「大川原地区復興拠点」を設け、住宅、商業施設、介護施設や診療所を整備することで約900人が居住するエリアとなっているものの、震災以前の人口に比べ1割にも満たない状況となっております。

このような中、双葉町は平成29年8月、大熊町は平成29年11月に帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とするための特定復興再生拠点区域が指定され、令和4年春頃の当該区域の避難指示解除を目指していますが、それでもなお帰還困難区域が広範囲に残り、その全域解除に向けた見通しは示されていません。

大熊町、双葉町は福島第一原子力発電所の立地自治体であり、30～40年以上かかる廃炉作業や苦渋の決断による中間貯蔵施設の受け入れ、ALPS処理水の処理問題など、他の被災自治体と比べても厳しい状況におかれ、周辺の他の自治体とは復興のステージが大きく異なっています。このような特殊かつ厳しい状況をご理解いただいた上で引き続き、復興を成し遂げるまでご支援いただきますようお願いいたします。

本年8月には、原子力災害対策本部及び復興推進会議において、特定復興再生拠点区域外における対応の具体化等を内容とする「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定されました。町内の特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除への道筋が示され、一定の前進ではあると考えていますが、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除する決意」としていることから町内全域の避難指示解除、両町の復興に向けた支援を強く要望いたします。

○特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について

本年8月に原子力災害対策本部及び復興推進会議において「特定復興拠点再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定されました。一刻も早く両町民がふるさとに戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう、両町全域の避難指示解除に向けた特定復興再生拠点区域外における取組の加速について以下のとおり要望いたします。

- 特定復興再生拠点区域外の町民の帰還の意向を個別かつ丁寧に把握すること。意向把握に際しては、帰還の判断をすぐには行えない町民にも配慮して複数回行うこと。帰還意向が確認された箇所については、帰還者の安心・安全が十分に確保でき、生活に必要な範囲を速やかに除染し避難指示解除を行うこと。
- 除染に際しては、特定復興再生拠点区域外の空間線量が震災と原発事故から10年以上経過した今でも毎時 $15\mu\text{Sv}$ を超える非常に高線量な場所が存在し、拠点区域内と同様の除染では十分な線量低減が図れない。国は、比較的空間線量が低い場所を前提とした現在の除染関係ガイドラインの見直しも含めて、地元自治体と十分に協議し、更に踏み込んだ形での拠点区域外の高線量地帯における試験的除染を先行して実施するなどし、特定復興再生拠点区域外の高線量地帯を含んだ除染を遅滞なく開始すること。
- 上記を確実に実施し、町民が全員帰還できるように、必要な制度設計、予算措置を行うとともに、2020年代の早期に希望する町民の帰還が実現されるよう取り組むこと。また、残された土地・家屋等の扱いについても地元と丁寧に協議するとともに、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組方針も早急かつ具体的に示すこと。

○ALPS 処理水をめぐる責任を持った対応

ALPS 処理水については、関係閣僚会議において、本年4月に国際的慣行に沿った、科学的・技術的根拠に基づく方法として大幅に希釈した上で海洋放出を実施することが決定されました。しかし、海洋放出の実施にあたっては地元への影響を最大限考慮していただきたいと考えており、以下のとおり要望いたします。

- ALPS 処理水の放出開始の前後における海域のモニタリング結果の比較ができるよう、確実にモニタリングを行うこと。
- 得られたモニタリング結果においては、海洋放出を決定した主体として責任を持って科学的根拠に基づく情報発信を国内外に丁寧に行い、国民・国際社会の理解の醸成に取り組むこと。

○中間貯蔵施設の管理や県外最終処分の確実な実施

中間貯蔵施設は平成 27 年 3 月から除去土壌等の搬入を開始し、福島県全体の除去土壌の輸送は帰還困難区域のものを除き概ね搬入完了となるまで進んできました。大熊町・双葉町は特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、町への帰還が進む見込みです。帰還した町民が安全かつ安心して暮らせるよう、中間貯蔵施設の管理や県外最終処分の取り組みについて以下のとおり要望いたします。

- 中間貯蔵事業は、世間的に見ても大変注目度の高い事業であることを踏まえ、施設の運転及び輸送において、事故の無いよう気を引き締めて事業に取り組むこと。
- 中間貯蔵開始後 30 年以内の県外最終処分が法定されていることを踏まえ、県外最終処分に向けた取組を目に見える形で進めること。
- 中間貯蔵施設があることが町民の帰還の妨げとならないよう、丁寧な情報発信を行うこと。

創 巡 贈
る る る
——
おおくま。



(本件事務取扱)

大熊町役場 企画調整課 課長 永井 誠

電話：0240-23-7584

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

双葉町役場いわき事務所 復興推進課 主幹 藤岡 俊之

電話：0246-84-5200

住所：(いわき事務所) 福島県いわき市東田町2丁目19-4

(本庁舎) 福島県双葉郡双葉町大字新山前沖28